

【第28回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨】

日 時 平成19年3月20日(火) 午前10時～午前10時40分

場 所 キャッスルホテル 6階 鳳凰の間

出席者

(委員) 石原委員、小谷委員、加藤委員、河井委員、貫上委員、塚口委員、難波委員、
和久井委員

(事務局) 経済局：田島商業立地担当課長

都市環境局：笈田環境影響評価担当課長

阿倍野区役所：田中企画調整担当課長

議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「(仮称)イズミヤ玉造店」[新設]
- (2) 「近鉄百貨店本店南商業ビル(仮称)」[新設]
- (3) 「南海ターミナルビル」[店舗面積増床等]

議事要旨

(1) 「(仮称)イズミヤ玉造店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、特に店舗南側からの来店車輛について届出上、大きく迂回して入店する経路になっている部分があることから、届出の内容が十分守られるよう当該経路の周知徹底に努める必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(2) 「近鉄百貨店本店南商業ビル(仮称)」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有し

ない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、店舗南側に設置される駐車場棟入口付近の歩行者動線に配慮し、警備員の誘導等安全性を十分確保する必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

(3) 「南海ターミナルビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

【配布資料】

- 資料1 「(仮称)イズミヤ玉造店」 届出要約書
- 資料2 「近鉄百貨店本店南商業ビル(仮称)」 届出要約書
- 資料3 「南海ターミナルビル」 届出要約書
- 資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況(報告事項)

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
(電話)06-6208-8967